

答 申 第 22 号

平成 24 年 5 月 2 日

仙台市長 奥 山 恵美子 様

仙台市個人情報保護審議会

会長 飯 島 淳 子

仙台市個人情報保護条例第 41 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 23 年 7 月 29 日付け H23 健健支第 949 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 27 号 「平成 9 年 10 月 30 日，異議申立人の子 A に対して実施した精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置診察及び措置入院の際に作成した下記の文書

- (1) 精神障害者調査書
- (2) 精神障害者の医療及び保護について（通知）
- (3) 診察通知書
- (4) 入院命令書
- (5) 入院通知書
- (6) 精神障害者の措置入院命令について（通知）
- (7) 措置入院に伴う費用負担について（通知）
- (8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 31 条の規定による費用徴収調書」

の個人情報一部開示決定処分に対する異議申立て

答 申
(諮問第 27 号)

1 審議会の結論

仙台市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定は妥当でなく、実施機関は、当該一部決定により開示した情報に加えて、別表 1 の「開示すべき部分」に掲げる部分に記載された情報を開示し、さらに別表 2 の「本件対象個人情報に記載されていると認められる公文書」に掲げる公文書に記載された個人情報を本件開示請求の対象個人情報として特定し、当該情報のうち同表の「開示すべき部分」に掲げる部分に記載された情報を開示することを内容とする一部開示決定を行うべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が仙台市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、申立人が平成 22 年 4 月 15 日付け個人情報開示請求書でいうところの「事件」（その内容は、概ね①申立人の子（以下「子 A」という。）が平成 9 年 10 月 30 日に警察機関によって拉致され、暴行を受け、病院に連行された、②同日、当該病院に駆けつけた申立人は、子 A の主治医にも会わせてもらえず、さらに申立人は医師から罵られ、外に突き出され、足を挫いた、③申立人が医師に会えないまま、子 A は当該病院に 2 年以上も拘束され、申立人のところに戻ったのは平成 16 年 12 月 28 日であった、ということに要約できる。）に関する一切の情報の開示を請求したのに対し、実施機関が平成 22 年 4 月 30 日付けで一部開示決定をしたことについて、その処分の取消しを求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、概ね次のように要約できる。

実施機関の行った一部開示決定により開示された個人情報は、重要なところが開示されていない。虚偽の記載があり、矛盾も多く、納得がいかない。申立人に対して開示できない理由はないのだから、全部開示を求める。

公務員又はそれに準ずる者に関わる情報は開示されなければならない。また、一部開示された個人情報の中に申立人あての「診察通知書」を初めて確認した。当該公文書に記載された全ての情報は、その内容を申立人が知ることが予定されていたものである。通知すべき時に故意に通知せず、さらに本件決定において「指定医氏名」を非開示としたことは違法であり、不当である。

実施機関には誠意がなく、申立人は実施機関の暴言や脅迫により精神的苦痛を受け続けている。実施機関に対し、文書による謝罪と補償を求める。

4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書及び口頭による説明において主張している主な非開示理由は、次のとおりである。

(1) 申立人のいう「事件」の事実経過について

実施機関は、申立人が「事件」と呼ぶ一連の事実経過を、概ね次のように認識している。

- ① 平成9年10月30日、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第24条の規定による通報が青葉保健所長になされ、実施機関は、法の規定に基づき、同日、子Aを指定病院に措置入院させた。その後、実施機関は、平成11年7月15日に当該措置を解除した。
 - ② 措置入院の解除後、子Aは、法第21条の規定に基づき保護者となった実施機関の同意により、平成11年7月16日から当該病院に医療保護入院をすることとなり、その後、平成13年8月6日に当該病院を退院した。申立人は「(子Aが当該病院に)2年以上も拘束された」と主張しているが、その実態は以上のとおりである。
 - ③ 申立人は、子Aが警察官から暴行を受けた、また申立人が子Aの措置入院先である病院で医師にも会わせてもらえず、さらに医師から罵られたり、暴行を受けたりした等と主張しているが、実施機関はそのような事実の有無を確認できる資料を保有していない。申立人は、医師に会えないまま、子Aが当該病院に2年以上拘束されたというが、申立人が子Aの措置入院中及び医療保護入院中に当該病院を訪問したかどうか、その際に医師と面会することができたかどうかについても同様である。
 - ④ 実施機関は、平成13年8月6日の子Aの退院後、直ちに子Aを精神障害者社会復帰施設に入所させた。その後、子Aは、遅くとも平成16年7月26日までには同施設を退所した。
 - ⑤ 子Aは、当該社会復帰施設を退所後、平成16年7月26日に仙台市内の共同住宅に入居した。その後、子Aは平成16年12月末ころには当該共同住宅から申立人の居宅に移り、申立人と同居するようになったのではないかと実施機関は推測している。
- (2) 対象個人情報の特定について

本件開示請求を受け、実施機関は、別表1に掲げる公文書1から公文書7までに記録された申立人に関する個人情報を、本件開示請求の対象となる個人情報として特定した。申立人は、平成17年度以降、たびたび青葉保健所を訪れ、長時間にわたって実施機関に対し無理な要求を繰り返すなどの行為に及んでいたが、その際の申立人の主張は平成9年10月の子Aの措置入院時の状況をめぐるものに集中していたことから、実施機関は、申立人が本件開示請求においても当該措置入院をめぐる事実経過に関する情報の開示を求めているものと判断したものである。

- (3) 対象個人情報の一部を非開示とした理由について

実施機関は、公文書1、公文書2、公文書3及び公文書6に記録された情報の一部をそれぞれ非開示とした。以下、実施機関が非開示とした情報ごとにその理由を述べる。

- ① 公文書1に記録された情報の一部を非開示とした理由について

ア 「生活歴及び既往歴」、「問題行為」及び「主要症状」の欄に記載された情報

実施機関は、法第24条の通報を受けたときは当該通報のあった者について調査を行うこととされている。公文書1は、子Aについて実施機関の調査員が行った調査の記録であり、子Aの保護者や家族に関する情報として申立人に関する情報も記録されているものの、公文書1に記録された情報の大半は子Aに関するものである。これらの欄に記載された情報も全て子Aに関する個人情報であることから、実施機関は、かかる情報は条例第17条第2号に該当するものとして非開示とした。なお、調査員の調査結果は、実施機関内部で

共有し、又は措置診察の際に実施機関から精神保健指定医（以下「指定医」という。）に提供するなど、措置診察や措置入院の要否を判断するための資料として利用するものであり、申立人など子Aの関係者にその内容を知らせることは予定していない。したがって、これらの情報は条例第 17 条第 2 号ただし書きイの「法令等の規定により又は慣行として開示請求に係る本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（以下「条例第 17 条第 2 号ただし書きイの情報」という。）にもあたらない。

イ 「家族の状況」欄に記載された情報

実施機関が非開示としたのは、子A以外の申立人の子（以下「子B」という。）の職業を記載すべき欄に調査員が記載した子Bの現住所等に関するメモである。かかる情報は申立人への聴取により把握したものではない。そのため、実施機関は、かかる情報は条例第 17 条第 2 号に該当するものとして非開示とした。なお、申立人と子Bが親子であるからといって、申立人が子Bの現住所等を把握できるとは限らないのであるから、かかる情報が条例第 17 条第 2 号ただし書きイの情報にあたるともいえない。

ウ 保護者の「住所」欄に記載された申立人の状況についての調査結果

保護者の「住所」欄に申立人の住所は記載されておらず、ここには保護者としての申立人の状況についての調査員の率直な所感を記したメモが記載されている。上述のとおり、かかる調査の結果は、措置診察等の要否を判断するための資料として利用するものであり、調査員が把握した事実や自らの見立てをありのままに、忌憚なく記載することが求められる。仮に、かかる調査員の率直な所感を開示するとすれば、今後、調査員は関係者の意向に配慮して自らの所感や意見を忌憚なく記載することが困難となり、ひいては措置診察等の要否の判断を公正かつ円滑に行うことができなくなるおそれがある。そのため、実施機関は、かかる情報は条例第 17 条第 6 号に該当するものとして非開示とした。

エ 調査員の「職」及び「氏名」の欄に記載された情報

ここに記録されているのは、調査員の職名、氏名及び調査員の印影である。調査員は公務員であり、申立人は公務員に関する情報は開示される必要があるというが、これら調査員個人を識別できる情報を開示すると、調査結果に不満を持つ関係者が調査員に対し様々な行動に出ないとは限らない。上述のとおり、調査員にはその把握した事実や自らの見立てをありのままに、忌憚なく調査書に記載することが求められるところ、調査員が不当な追及等をおそれ、自らの所感や意見を忌憚なく記載することができなくなれば、今後の措置診察等の要否の判断を公正かつ円滑に行うことができなくなるおそれがある。そのため、実施機関は、かかる情報は条例第 17 条第 6 号に該当するものとして非開示とした。

② 公文書 2 及び公文書 3 に記録された情報の一部を非開示とした理由について

公文書 2 及び公文書 3 に記録された情報のうち実施機関が非開示としたのは、指定医の氏名である。申立人は公務員に関する情報は開示される必要があると主張し、また、公文書 3 は、当時、申立人が受領すべきだった文書であるから申立人はその内容を全て知ることが予定されていたと主張する。指定医が公務員としてその職務を遂行すること、また公文書 3 が申立人に送付するために作成された文書であることはそのとおりであるが、実施機関は、指定医の氏名を条例第 17 条第 2 号に該当する情報として非開示としたものではない。措置診察における指定医の診察結果が措置入院の要否の決定に大きな影響を及ぼすことは当然で

あり、措置入院の決定が適切に行われるためには、指定医の専門医としての率直な診断が必要である。上述のとおり、申立人は長期にわたり、実施機関に無理な要求を繰り返すなどの行為に及んでいたものであり、仮に指定医の氏名を明らかにすれば、申立人は当該指定医に対しても同様の行為に及ぶおそれがある。仮にそのような事態になれば、今後の措置診察における指定医の診断にも影響を及ぼしかねず、ひいては今後の措置入院の要否の判断を公正かつ円滑に行うことができなくなるおそれがある。そのため、指定医の氏名も条例第 17 条第 6 号に該当するものとして非開示としたものである。

③ 公文書 6 に記録された情報の一部を非開示とした理由について

実施機関が非開示としたのは、備考欄に記載された指定医による子 A の「診断名」である。かかる情報が子 A に関する個人情報であることは明らかであり、また「診断名」は申立人など子 A の関係者に知らせることも予定しておらず、条例第 17 条第 2 号ただし書イの情報にあたるともいえないため、条例第 17 条第 2 号に該当するものとして非開示としたものである。

5 審議会の判断

(1) 本件対象個人情報の特定について

① 実施機関が行った対象個人情報の特定の妥当性について

条例に基づく個人情報の開示は、開示請求の内容に応じて行われなければならない。本件において実施機関は、開示請求前の申立人とのやりとりの経過を踏まえ、対象個人情報を平成 9 年 10 月の措置入院をめぐる事実経過にかかる情報と特定したというのであるが、本件開示請求書において、申立人が、申立人のいうところの、平成 9 年 10 月 30 日から平成 16 年 12 月 28 日までの一連の「事件」に関する一切の情報の開示を求めていることは明らかである。請求の趣旨を実施機関のように限定的にとらえるべき理由はなく、実施機関の対象個人情報の特定に係る判断が妥当であったということとはできない。

② 申立人のいう「事件」の事実経過について

本件においては、申立人のいう一連の「事件」についての申立人の認識と実施機関のそれとが大きく異なっていた。実施機関が特定した情報以外の対象個人情報の存否の確認のためには、ある程度の事実経過を踏まえて探索する必要があるが、また事実経過のいかんによっては情報を開示すべきかどうかの判断にも影響を及ぼしかねないと予想されたことから、当審議会としては、まず一連の事実経過を確認することに努めた。

当審議会は、まず実施機関に対し、申立人に関する情報が記録されていると否とを問わず、実施機関の説明する一連の事実経過に関して実施機関が保有している公文書の提出を求めた。これに対し、実施機関から、公文書 1 から公文書 7 までのほか、平成 9 年 10 月 30 日に子 A について警察機関から法第 24 条の通報があり、実施機関が当該通報を受理したこと、同日、子 A につき措置診察を実施することを決定し、2 名の指定医に子 A の措置診察の実施を命じたこと、いずれの指定医からも子 A につき措置入院を要するとの診察結果が報告され、その結果を実施機関内部で供覧したこと等が記録された 8 件の公文書、さらに平成 11 年 7 月に至り、子 A の措置入院先である病院から実施機関に対し、措置入院させるべき症状が消退したと認められるとの届出があったこと、当該届出を受け、子 A の措置入院を平成 11 年

7月15日に解除することを決定したこと、当該決定をした旨を子Aの措置入院先である病院、申立人及び青葉区保健福祉センター所長に通知したこと等を記録した5件の公文書が、それぞれ提出された。

これらの公文書によっても、一連の事実経過に関する実施機関の説明が全て裏付けられたということではできなかったため、当審議会は、実施機関に対し実地見分調査を行った。その結果、子Aの保護者としての実施機関の同意により、子Aが平成11年7月16日から措置入院先であった病院に医療保護入院をし、平成13年8月6日に同病院を退院したこと、平成13年8月6日に子Aが精神障害者社会復帰施設に入所したこと、平成16年7月26日に子Aが民間共同住宅に入居したこと、子Aは平成16年12月30日に当該共同住宅を出かけて行ったまま戻らなかったこと等が記録されている4件の公文書を発見した。

以上の調査を通じて、申立人がいうところの「事件」に関する実施機関の説明は、それぞれ実施機関が作成し、又は権限のある者によって作成され、実施機関が収受した公文書により裏付けられていることが認められた。申立人は、実施機関から開示された公文書には虚偽や矛盾が多いなどと主張するが、その主張には具体性がなく、当審議会は、申立人のいう「事件」の事実経過は実施機関の説明どおりと考えるのが相当であると判断した。

③ 本件開示請求の対象とすべき個人情報について

当審議会は、確認された事実経過を踏まえ、措置入院、医療保護入院等について法が定める諸手続に関連する公文書等、これまでに確認できたもの以外の公文書の存否の確認を行うべく、実施機関の関係部署の執務室及び過去の公文書を保存している文書庫について実地見分調査を続行したが、いずれの部署においても関連する他の公文書の存在は確認できなかった。また、子Aが警察官から暴行を受けた等の申立人の主張にかかる事実に関する資料を保有していないため、その事実の有無を確認できないとの実施機関の説明を踏まえ、かかる資料の存否についても確認したが、該当する資料の存在は確認できなかった。

その後、実施機関に対する調査により入手した公文書17件に記録された情報の内容を見分したところ、これらのうち別表2に掲げる公文書8、公文書9及び公文書10は申立人に関する情報が記録されている公文書であると認められ、当審議会としては、実施機関はこれらも本件対象個人情報として特定すべきであったと判断するに至った。

したがって、当審議会は、本件一部開示決定は対象個人情報の特定が妥当でなく、取り消されるべきと判断するものであるが、実施機関が改めて行う決定が適切なものとなるよう、本件において実施機関が一部の情報を非開示としたことの妥当性及び新たに対象とされるべき個人情報の非開示事由該当性についても検討し、その結果を以下に述べることとする。

(2) 本件一部開示決定において実施機関が一部の情報を非開示としたことの妥当性について

① 公文書1中の非開示とされた情報について

ア 「生活歴及び既往歴」、「問題行為」及び「主要症状」の欄に記載された情報

実施機関は、公文書1に記録された情報の大半は子Aに関する個人情報であるというが、調査の際に申立人への聴取等が行われ、その結果、申立人から得た情報が記録されているとすれば、それは申立人に関する情報であるとも考えられるので、まずこの点について確認しておく。実施機関に事実確認を求めたが、実施機関には申立人への聴取等を行った事実の有無を確認できる資料は残っていないとのことであった。一方、申立人が開示請求書

で、子Aの措置入院先の病院に駆けつけるまで実施機関から通知もなかった旨の主張をしていることからすれば、当該調査において申立人への聴取等が行われたと認めることはできず、子Aに関する個人情報を軽々に申立人に関する情報として取り扱うことはできない。

実施機関は、非開示とした情報は全て子Aの個人情報であるというが、当審議会が見分したところ、いくつか検討すべき点があると認められたので、以下、検討する。

まず、「生活歴及び既往歴」の欄に子Aと申立人との関係の現状について記載された部分がある。かかる情報は子Aに関する情報であるが、申立人と子Aとの関わり方についての情報という側面も持っているため、申立人に関する情報でもあるとも考えられる。しかしながら、仮にかかる情報が申立人に関する情報であるとしても、いずれにせよ調査員の調査により得られた情報であり、その後の措置診察等の要否の判断の際の資料となるものである。ところで、措置入院は、精神障害者本人やその家族の意思に関わらず、実施機関が強制的に当該障害者を医療機関に入院させる制度であり、措置入院を必要とした実施機関の決定に対しては、誰もがこれを従順かつ平穏に受容するとは限らない。場合によっては、措置入院の決定手続に関与した者に対し、関係者が様々な行動に出ないとはいえず、その行動は必ずしも平穏な態様でなされるとも限らない。親子間の関係の現状について率直に記載した情報を開示するとなれば、今後、調査員は関係者からの不当な迫及等をおそれ、率直な記載をすることが困難となり、ひいては措置診察等の要否の適切な判断に支障が生じるおそれがあると認められるから、かかる情報は条例第17条第6号に該当し、実施機関がこれを非開示としたことは妥当である。

また、「生活歴及び既往歴」の欄には子Aの平成7年度以前の措置入院歴を記載した部分がある。実施機関に確認したところ、実施機関が措置入院を行う機関となったのは平成8年度からであるが、それ以前も措置入院が行われる場合は、宮城県知事から精神障害者の保護者に対してその旨を通知するのが通例だったとのことである。そうすると、子Aの平成7年度以前の措置入院歴は申立人にとって条例第17条第2号ただし書きイの情報にあたりと認められるから、かかる情報が非開示とされたことは妥当でなく、実施機関は開示すべきであったと判断する。

実施機関が非開示としたその他の情報についても見分したが、これらは、いずれも子Aに関する個人情報であり、また条例第17条第2号ただし書きイの情報にあたりとも認められないから、実施機関がこれらを非開示としたことは妥当である。

イ 「家族の状況」欄に記載された情報

実施機関が非開示とした子Bの現住所等に関する情報が申立人から得た情報とは認められないことは上述のとおりであり、また、実施機関の主張するとおり、親が子の現住所等を必ず把握し得る慣行があるとまではいえないから、かかる情報は子Bに関する個人情報として取り扱われるべきであり、実施機関がこれらを非開示としたことは妥当である。

ウ 保護者の「住所」欄に記載された申立人の状況についての調査結果

実施機関が非開示としたのは、保護者としての申立人の状況に関する調査員の率直な所感を記載した部分である。当審議会が見分したところ、ここに記載された情報は、措置診察等の要否の判断に大きく影響するものとは思われなかった。しかしながら、措置診察等の要否の判断にかかわらず、保護者の状況に関する調査結果は、その後の精神障害者の医

療及び保護を考える上で重要な情報であり、実施機関が保護者と継続的に円滑な意思疎通を図ることができるとは限らないことも考慮すると、調査員が調査の過程で把握した保護者の状況に関する率直な所感を調査書に記載しておくことも必要であると認められる。かかる情報を開示すると、今後、調査員は関係者の不当な追及等をおそれ、率直な所感を記載することが困難となり、ひいては精神障害者の適切な医療及び保護を図るための事務に支障が生じるおそれがあると認められるから、かかる情報は条例第 17 条第 6 号に該当し、実施機関が非開示としたことは妥当である。

エ 調査員の「職」及び「氏名」の欄に記載された情報

当審議会が見分したところ、調査員の「職」の欄に記載された情報は調査員の職名であるが、これを開示した場合には担当者が限定されるため、当該情報は個人が識別される情報である。当該調査を行った調査員は、法第 24 条の通報を受けた実施機関の職員であり、その職及び氏名は公務員の職務の遂行に関わる情報として条例第 17 条第 2 号ただし書きハの情報にあたりと認められる。しかしながら、措置入院の決定手続に関与した者に対し、関係者が様々な行動に出ないとはいえないことを踏まえると、調査員の氏名等、調査員個人を識別できる情報を開示するとすれば、今後、調査員は関係者からの不当な追及等をおそれ、その調査結果を率直に記載することが困難となるおそれがある。ひいては措置診察等の要否の適切な判断に支障が生じるおそれがあると認められるから、かかる情報は条例第 17 条第 6 号に該当し、実施機関が非開示としたことは妥当である。

② 公文書 2 及び公文書 3 中の非開示とされた情報について

公文書 2 は健康福祉部長が青葉区保健福祉センター所長に宛てた実施機関内の通知文書であり、公文書 3 は仙台市長が申立人に対して子 A に指定医による診察を実施する旨を通知した診察通知書である。実施機関が非開示としたのは、公文書 2 及び公文書 3 に記録された指定医の「氏名」である。指定医は当該職務の遂行にあたる場合は実施機関の職員であり、その氏名は公務員の職務の遂行に関わる情報として条例第 17 条第 2 号ただし書きハの情報にあたりと認められる。また、公文書 3 については、作成した当時、実施機関が申立人に指定医の氏名を知らせる取扱いをしていたことは明らかであることから、指定医の氏名は条例第 17 条第 2 号ただし書きイの情報にもあたりと認められる。しかしながら、実施機関は、平成 17 年度以降の申立人とのやりとりを踏まえ、指定医に対する不当な追及等が行われることをおそれ、公文書 2 及び公文書 3 に記録された指定医の氏名を条例第 17 条第 6 号に該当するものとして非開示としたとのことである。措置入院の決定手続に関与した者に対し、関係者が様々な行動に出ないとはいえないことを踏まえると、指定医の氏名を開示するとすれば、今後、指定医は関係者の不当な追及等をおそれ、その診断結果を率直に診断書に記載することが困難となるおそれがある。ひいては措置入院の要否の適切な判断に支障が生じるおそれがあると認められるから、実施機関の判断には理由があり、かかる情報は、条例第 17 条第 6 号に該当し、指定医の氏名を非開示としたことは妥当である。

③ 公文書 6 中の非開示とされた情報について

実施機関が非開示としたのは、「備考」の欄に記載された指定医による「診断名」であり、子 A の個人情報である。公文書 6 は実施機関内部の情報共有を目的に作成された公文書であり、実施機関が申立人あてに作成した公文書 4 に「診断名」は記録されていない。そして、

精神障害者の措置診察を行う指定医の診断結果は、措置入院の要否を判断するための資料として実施機関に報告されるものであり、指定医は、通常の診療契約の場合とは異なり、患者や家族に対して診察結果を伝える義務を負う立場にあるとは認められない。これらからすれば、「診断名」が条例第 17 条第 2 号ただし書きイの情報にあたるとは認められないから、実施機関がかかる情報を非開示としたことは妥当である。

(3) 新たに対象とすべき個人情報の非開示事由該当性の有無について

当審議会において公文書 8、公文書 9 及び公文書 10 の内容を見分したところ、これらの公文書には、申立人の氏名、住所等、明らかに申立人に関する情報というべきものや、子 A の氏名、生年月日等、既に申立人に開示された情報と同様の情報が記録されていることが認められた。本件において、これらの情報は、当然に申立人に開示されるべき情報というべきである。以下では、これら開示されるべき情報以外の情報（所定の様式に基づく記載等、およそ非開示とすべき理由がない情報を除く。）について、その非開示事由該当性を検討することとする。

① 公文書 8 について

公文書 8 は、子 A の措置入院先である病院から子 A の措置入院を要する症状が消退したと認められる旨の届出を受理した青葉保健所長が、当該届出書を実施機関に送付した公文書である。開示されるべき情報以外の情報としては、ア 措置入院先の病院の所在地、管理者名及び管理者の職印の印影、イ 子 A の病名及び「入院以降の病状又は状態像の経過」の欄に記載された所見、ウ 措置症状の消退を認めた指定医の氏名及び印影、エ 措置解除後の処遇に関する指定医の意見、「訪問指導等に関する意見」の欄に記載されたメモ及び主治医の氏名が記録されていることが認められた。以下、それらの情報ごとに検討する。

ア 措置入院先の病院の所在地、管理者名及び管理者の職印の印影

措置入院先の病院の名称は既に開示されており、病院の名称からその所在地や管理者の氏名を把握することは可能であるから、非開示とすべき理由は認められない。管理者の職印の印影も当該病院の代表者であることを示すものに過ぎず、非開示とすべき理由はない。

イ 子 A の病名及び「入院以降の病状又は状態像の経過」の欄に記載された所見

かかる情報は、公文書 6 における「診断名」と同様、子 A に関する個人情報である。症状が消退した旨を届け出た病院又は当該届出を受理した実施機関に、その内容を保護者に伝えることが求められているとは認められないから、かかる情報は条例第 17 条第 2 号ただし書きイの情報にあたるとはいえない。したがって、かかる情報は非開示とされるべきである。

ウ 措置症状の消退を認めた指定医の氏名及び印影

指定医は当該職務の遂行にあたる場合は実施機関の職員であり、その氏名は公務員の職務の遂行に関わる情報として条例第 17 条第 2 号ただし書きハの情報にあたる認められるが、かかる情報を開示した場合、指定医が措置入院手続（措置入院の解除も一連の手続の一部であると認められる。）に関与した者として一部関係者から不当な追及等を受けることをおそれ、症状の消退について率直な記載をすることが困難となるおそれがある。ひいては今後の適切な措置解除決定が行われなくなるおそれがあると認められるから、かかる情報は条例第 17 条第 6 号に該当し、非開示とされるべきである。

エ 措置解除後の処遇に関する指定医の意見、「訪問指導等に関する意見」の欄に記載され

たメモ及び主治医の氏名

これらの情報は子Aに関する個人情報であり、また主治医の氏名は当該主治医に関する個人情報でもある。届出をした病院又は当該届出を受理した実施機関には、その内容を保護者に伝えることが求められているとは認められないから、条例第17条第2号ただし書きイの情報にあたるともいえず、基本的には非開示とされるべき情報である。ただし、後述の公文書10により実施機関が子Aの措置解除日及び措置解除後の処遇方針について申立人に知らせていたこと、指定医の意見を踏まえた病院の意見が当該方針の決定に大きな影響を与えたことは容易に推察可能であることを踏まえると、その限りにおいて申立人が知ることが予定されていた情報と認めるのが相当であり、条例第17条第2号ただし書きイの情報にあたる認められるから、措置解除後の処遇に関する指定医の意見及び「訪問指導等に関する意見」の欄に記載された情報のうち子Aの措置解除予定日及び措置解除後の処遇方針に関する部分は開示されるべきである。

② 公文書9について

公文書9は、実施機関が子Aの措置入院を解除し、措置入院先である病院、申立人及び青葉区保健福祉センター所長に対しその旨を通知することについて意思決定を得た決裁文書である。開示されるべき情報以外の情報としては、ア 決裁手続に関与した職員及び公印承認をした職員の印影、イ 子Aの措置解除後の処遇及び措置解除予定日、ウ 実施機関が保護者となる旨及びその理由を記載したメモが記録されていることが認められた。以下、これらの情報ごとに検討する。

ア 決裁手続に関与した職員及び公印承認をした職員の印影

措置入院の決定手続に関与した担当部署の職員の氏名等を明らかにすれば、関係者による不当な追及等が行われるおそれは否定できない。しかし、当時の担当部署が「障害保健福祉課」であったことは既に開示されており、所属職員の氏名は職員録により把握可能であることからすれば、担当課長等の印影を非開示とすべき必要性は認められない。また、公印承認をした職員は措置入院の決定手続に関与しておらず、上述のおそれ自体が認められない。したがって、かかる情報を非開示とすべき理由はない。

イ 子Aの措置解除後の処遇及び措置解除予定日

かかる情報は、後述の公文書10により申立人に知らせた情報と同様のものであり、非開示とすべき理由は認められない。

ウ 実施機関が保護者となる旨及びその理由を記載したメモ

公文書9による決裁を経て後述の公文書10が作成されたことは明らかであり、実施機関は、公文書10により家族の同意を得られない場合は実施機関が保護者となる旨を申立人に伝えていることからすれば、実施機関が保護者となる旨のメモを非開示とすべき理由はない。ただし、その理由は、子Aの保護者である申立人と子Bのそれぞれについて記載されており、かかる情報はそれぞれに関する個人情報として取り扱われるべきである。実施機関によれば、公文書10に対する申立人の応答の有無は確認できないとのことであり、子Bに関する情報は申立人から得た情報とは確認できず、条例第17条第2号ただし書きイの情報にあたるとも認められないから、かかる情報は非開示とされるべきである。申立人に関する情報は非開示とすべき理由は認められないので開示すべきである。

③ 公文書 10 について

公文書 10 は、子 A の措置入院を解除する旨を申立人に通知するための公文書である。開示されるべき情報以外の情報としては、子 A の措置入院を解除する旨、当該解除の期日、引き続き医療保護入院が必要だが、家族の同意を得られない場合は実施機関が保護者となる旨等の記載があるものの、非開示とすべき理由はないので、公文書 10 に記録された情報は、全て申立人に開示されるのが相当である。

(4) 申立人のその他の主張について

申立人は、実施機関に対し文書による謝罪と補償を求めているが、これらは当審議会の所掌を超えるものである。

なお、申立人は、本件異議申立ての趣旨について「不足のところは審議会で述べる」旨を異議申立書で述べていた。そこで当審議会は、口頭意見陳述の日程調整等を行うため、再三、申立人に文書を送付し、申立人の意思確認を試みたが、申立人からは何らの応答がなく、その後も本日に至るまで申立人から口頭意見陳述を希望する意思表示はなされず、また意見書の提出もなされなかった。当審議会は、かかる経過を踏まえ、本日、本答申に及んだものである。

(5) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

なお、実施機関においては、今後、個人情報の開示等決定を行うに当たって、開示請求書に記載された請求の趣旨を十分に吟味し、対象個人情報の範囲を適切に特定するよう要望する。

別表 1

| 公文書の呼称 | 公文書の名称 | 開示すべき部分 |
|--------|---|--------------------------------|
| 公文書 1 | 精神障害者調査書 | 「生活歴及び既往歴」欄に記載された情報のうち4行目及び5行目 |
| 公文書 2 | 精神障害者の医療及び保護について（通知） | / |
| 公文書 3 | 診察通知書 | |
| 公文書 4 | 入院命令書 | |
| 公文書 5 | 入院通知書 | |
| 公文書 6 | 精神障害者の措置入院命令について（通知） | |
| 公文書 7 | 措置入院に伴う費用負担について（通知）（別添の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 31 条の規定による費用徴収調書」を含む。） | |

別表 2

| 公文書の呼称 | 本件対象個人情報記録されていると認められる公文書 | 開示すべき部分 |
|--------|--|--|
| 公文書 8 | 青葉保健所長から市長あてに送付された「措置入院者の症状消退届について（送付）」と題する公文書（平成 11 年 7 月 9 日付け。別添の「措置入院者の症状消退届」を含む。） | 公文書 8 に記録された情報のうち次の情報を除いた部分 ・ 別添の「措置入院者の症状消退届」に記載された情報のうち、「病名」の欄に記載された病名、「入院以降の病状又は状態像の経過」の欄に記載された全ての情報、「症状の消退を認めた精神保健指定医氏名」の欄に記載された氏名及びその者の印影並びに「訪問指導等に関する意見」の欄に記載された情報のうち主治医の氏名 |
| 公文書 9 | 健康福祉局健康福祉部障害保健福祉課が使用していた「措置解除の承認及び通知に関する簡易決裁簿」のうち番号「7」に係る部分 | 公文書 9 に記録された情報のうち次の情報を除いた部分 ・ 「保護者」の欄に記載された情報のうち申立人以外の個人に関する情報 |
| 公文書 10 | 市長から申立人あてに送付された「措置入院（者）の解除について（通知）」と題する公文書（平成 11 年 7 月 12 日付け。別添の「入院措置解除命令書」を含む。）の写し | 公文書 10 に記録された情報の全部 |

審議会の処理経過

(諮問第 27 号)

| 年 月 日 | 内 容 |
|--|--------------------------------------|
| 平成 23. 7. 29 | ・ 諮問を受けた |
| 23. 8. 22 | ・ 実施機関(健康福祉局健康福祉部障害者支援課)から理由説明書を受理した |
| 23. 10. 3 (平成 23 年度第 1 回 個人情報保護審議会) | ・ 実施機関から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った |
| 23. 11. 17 ～24. 2. 16 | ・ 実施機関において見分調査を行った |
| 23. 11. 21 (平成 23 年度第 2 回 個人情報保護審議会) | ・ 諮問の審議を行った |
| 24. 1. 23 (平成 23 年度第 3 回 個人情報保護審議会) | ・ 諮問の審議を行った |
| 24. 2. 27 (平成 23 年度第 4 回 個人情報保護審議会) | ・ 諮問の審議を行った |
| 24. 3. 22 (平成 23 年度第 5 回 個人情報保護審議会) | ・ 諮問の審議を行った |
| 24. 3. 28 (平成 23 年度第 6 回 個人情報保護審議会) | ・ 諮問の審議を行った |